

仙台市地域防災計画の修正について（避難情報の変更）

1 計画見直しの経緯

頻発する自然災害に対応して災害時における円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難勧告・避難指示の一本化を行うなど、避難情報のあり方を包括的に見直す改正災害対策基本法が施行されたことを踏まえ、本市地域防災計画の見直しを行うもの。

2 主な修正事項

避難情報の変更

- ・避難のタイミングを明確にするため、避難勧告を廃止し、警戒レベル4を「避難指示」に一本化
- ・災害が発生・切迫し、警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を、警戒レベル5「緊急安全確保」として位置づけ
- ・早期の避難を促す対象を明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に変更

3 修正方法

仙台市防災会議規程第6条第1項に基づく、会長（市長）の専決処分による修正
※同規程に基づき、次回の防災会議にてあらためて報告いたします。

4 専決処分の理由

災害対策基本法の一部を改正する法律が令和3年4月28日に国会で可決成立し、5月10日に公布、5月20日に施行となり、同日より新しい避難情報が全国で運用開始となった。本市においても地域防災計画を速やかに修正し、対応する必要があったが、会議を招集する暇がないことから、仙台市防災会議規程第6条第1項に基づき、会長（市長）による専決処分を行ったもの。

5 運用開始日

令和3年5月20日（木） ※改正災害対策基本法の施行日に同じ

6 その他

- ・令和2年度防災会議（書面会議）でのご意見を踏まえ、避難行動判定フローやマイ・タイムラインの市民への周知、普及の推進に係る本市の役割を共通編、風水害等災害対策編に追記
- ・原子力災害対策編含む全編で、市役所組織改編等に係る軽微な修正